

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例施行規則

令和6年3月14日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長等についての職員の同意)

第2条 条例第4条第3項又は第4項に規定する職員の同意は、それぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号の同意書により得るものとする。

(発令通知書の交付)

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該各号の事由を明示した発令通知書を交付するものとする。

- (1) 勤務延長を行う場合
- (2) 勤務延長の期限を延長する場合
- (3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合

(異動期間の延長についての職員の同意手続)

第4条 条例第10条に規定する職員の同意は、様式第4号の同意書により得るものとする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第5条 条例第12条及び第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用（同条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(その他)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 殿

勤務課所

職氏名

勤務延長についての同意書

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第4条第3項の規定に基づき、勤務延長について下記のとおり同意します。

記

- 1 定年年齢及び定年退職日
- 2 勤務延長の期限

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 殿

勤務課所

職氏名

勤務延長の期限の延長についての同意書

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第4条第3項の規定に基づき、勤務延長の期限の延長について下記のとおり同意します。

記

- 1 定年年齢及び定年退職日
- 2 勤務延長の期限
- 3 勤務延長の期限の延長後の期限

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 殿

勤務課所

職氏名

勤務延長の期限の繰り上げについての同意書

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第4条第4項の規定に基づき、勤務延長の期限の繰り上げについて下記のとおり同意します。

記

- 1 定年年齢及び定年退職日
- 2 勤務延長の期限
- 3 勤務延長の期限の繰り上げの期限

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 殿

勤務課所

職氏名

異動期間延長についての同意書

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（令和5年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第3号）第10条の規定に基づき、異動期間延長について下記のとおり同意します。

記

1 定年年齢及び定年退職日

2 異動期間延長の期限